

新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例 (平成8年4月1日新南陽市条例第5号)

最終改正:平成22年12月28日条例第31号

改正内容:平成22年12月28日条例第31号 [平成25年10月1日]

○新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例

平成8年4月1日新南陽市条例第5号

改正

平成11年新南陽市条例第31号

平成22年12月28日条例第31号

新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定環境保全公共下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第224条の規定に基づく分担金について、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。

(分担区の決定等)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、排水区域を土地の状況に応じて2以上の分担区に区分することができる。

2 管理者は、前項の規定により分担区を定めたときは、当該分担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(各受益者の分担金の額)

第4条 受益者が負担する分担金の額は、別表に定める1平方メートル当たりの単位分担金額に第5条の公告の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により公告された区域内の土地の面積を乗じて得た額とする。

(賦課対象区域の決定)

第5条 管理者は、分担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定めたときは、これを公告しなければならない。

(分担金の賦課及び徴収)

第6条 管理者は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した分担金の額を定め、これを賦課するものとする。

2 管理者は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額及びその納付期日等を、受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(分担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号の一に該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者の土地の状況等により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。

(2) 受益者が、災害、盗難その他事故が生じたことにより、当該分担金を納付することが困難であるため、徴収猶予することがやむを得ないと認められるとき。

(分担金の減免)

第8条 管理者は、次の各号の一に該当する受益者においては、分担金の徴収を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(4) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者
(受益者に変更があった場合の取扱い)

第9条 第5条の公告の日以後、受益者の変更があった場合において当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出し、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促手数料)

第10条 管理者は、法第231条の3第1項の規定による督促状を発した場合には、当該督促状1通につき100円の督促手数料を徴収するものとする。

(延滞金)

第11条 管理者は、第6条第2項に規定する納付期日までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）の例により計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 延滞金の額を計算する場合においては、その計算の基礎となる分担金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てる。

(督促手数料及び延滞金の減免)

第12条 管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減免することができる。

(その他)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年新南陽市条例第31号)

(施行期日)

1 この条例中、第1条の規定は平成12年4月1日から、第2条の規定は同年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の新南陽市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例第11条第1項の規定は、平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年12月28日条例第31号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

1平方メートル当たりの単位分担金額	300円
-------------------	------